

綾瀬市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び綾瀬市地域支援事業実施要綱（平成18年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、綾瀬市の行う介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA及び介護予防通所介護相当サービスの指定事業者の指定等に関し必要な事項を定め、並びに省令第140条の63の2第1項の市が定める割合を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（令和6年厚生労働省告示第168号）、地域支援実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）及び実施要綱において使用する用語の例による。

(指定の申請等)

第3条 省令第140条の63の5第1項に基づく申請は、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式について（令和6年3月25日付厚生労働省通知。以下「厚生労働省様式例」という。）様式第3号(4)に定める指定申請書を市長に提出することとする。この場合において、申請は、指定開始日の2月前までに行わなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、指定事業者を指定することとした、又は指定しないこととした旨を当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定の通知を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の更新申請等)

第4条 省令第140条の63の5第2項の規定による指定の更新に係る申請は、厚

生労働省様式例様式第3号(5)に定める指定更新申請書により、指定終了日の2月前までに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、指定の更新をすることとした、又は指定更新をしないこととした旨を当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により指定の更新の通知を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第5条 第3条第2項又は第4条第2項の規定により指定又は指定の更新の通知を受けた者は、当該指定に係る省令第140条の63の5第1項各号に定める事項に変更があったときは厚生労働省様式例様式第3号(1)に定める変更届出書により、休止した当該指定に係る事業を再開したときは厚生労働省様式例様式第3号(2)に定める再開届出書により、当該変更又は再開の日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 第3条第1項の規定により指定の通知を受けた者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省様式例様式第3号(3)に定める廃止・休止届出書により、当該廃止又は休止の日の1月前までにその旨を市長に届け出なければならない。

(指定の期間)

第6条 省令第140条の63の7の市が定める期間は、6年とする。

(事業所情報の提供等)

第7条 市長は、第3条、第4条及び第5条の規定による指定、指定の更新、届出の受理又は法第115条の45の9の規定による指定の取消し等（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、神奈川県、国民健康保険団体連合会その他機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次の事項について提供することができる。

- (1) 事業者の名称
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 指定等の年月日
- (4) サービスの種類

(5) 介護保険事業所番号

(6) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、指定等をしたときは、当該指定等に係る事業所の前項各号に規定する情報について、公表することができる。

(第1号事業支給費の額)

第8条 法第115条の45の3第1項の規定に基づき支給する居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費の額は、実施要綱第9条の規定により算出された費用の額に100分の90を乗じた額とする。

2 法第59条の2第1項の規定の適用を受ける居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費の額について、前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項の規定の適用を受ける居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費の額について、第1項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

4 介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA及び介護予防通所介護相当サービスに係る支給額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等支給区分限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号の額を上限とする。

(不正利得の徴収等)

第9条 市長は、偽りその他不正な行為により、利用者又は指定事業者が第1号事業支給費の支給又は支払を受けたときは、当該第1号支給費の額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月11日から施行する。